

解題

社友詩律論

一卷

小野

達著

小野達、字は泉藏、備中淺口郡長尾村の人、學は西山拙齋を師とし、詩を菅茶山、賴山陽に學ぶ、泉藏、素封の家に生れ、秦水に臨みて室を築き、多く書を貯ふ、暇には則ち酒を飲み詩を賦し、以て自ら樂めり、其の招月亭は、山陽嘗て之を記せり、著す所、招月亭詩集あり。

此書は、泉藏、先づ詩律に就いて一個の疑問を提し、其師山陽翁に問ひしに、翁は細に之に答へたり、泉藏は因て更に翁を介して當時の諸名流を叩きしにより、梅辻春樵、畑橋洲、貫名海屋、篠崎小竹の論を、各その所見を披瀝せり、此書は即ち之を集録したるものなり。

先人先友小野泉藏嘗問詩律于諸家諸家各有所答書輯爲一卷頃書賈某將上梓請余一言開卷則春樵橘洲小竹梅屋及家杏坪與先人也各陳其所見鑿鑿有肯綮世欲學詩律者就是編或有所啓發焉余也淺學何敢容喙然有所少見焉書以問讀此書者夫三百篇邈矣秦漢而降吐露性情而音調節奏自然動人者爲詩詩而不能動人則不如不作之爲勝也三百篇後人細釋之以爲某章某句啓後世之聲律嗟乎作者豈豫慮數千年後有釋之者而作哉詩出性情者三百篇其鼻祖也性情者自然也聲律者人作也夫聲律創於唐後人不得不由焉而唐宋人往往或被束縛聲律不能馳聘才思韓蘇豪才別創歌行體言已所欲言稍似舒性情發揮英氣要近古體皆叙性情之具而已何在近與古哉但由聲律而不拘是其所爲貴也

日本時話叢書

明治壬午八月識于平安水西堂

二

支峰賴復

擊古無聲律音律之分，記云：五聲六律十二管，旋相爲宮，五聲者，卽宮商角徵羽五音，是聲與音本二而一也。自後世詩教盛行，始以句調之不乖平仄者，謂之聲律，篇章之不被管絃者，謂之音律。在唐之世，除樂府詩餘外，若王昌齡輩七字句，伶工猶爭相傳唱。自宋迄今，惟填詞與譜曲尙審五音而爲之，於詩則無聞焉。卷中山陽諸君所論，各有當處，然以東人之口語，通中華之歌詠，欲求聲律之不誤，已憂憂乎難其人。况音律乎？所惜當前東道未通，不得與吾邦人時相討論，以致疑無不質，難無不問，以誤傳誤，不可救藥。今則兩國同盟，彼此文人學士，往來交際，此倡彼和，將見不數年後，後起之士，必有大勝於前者，從此優而柔之，神而明之，如春樵居士云：譬射者，手法既熟，自然百發百中也。夫至聲律能中，肯啓漸至，音律亦爰調和，未知也。是所望於善言詩者。

日本詩話叢書

光緒七年辛巳孟冬三月

秀州陳曼壽識

目次

新編

呈山陽先生

答小野泉藏論詩律書

與人論聲律書二通

對人論詩聲律

論詩聲律

對人問詩律

小野達

佩襄

梅辻琴

知惟貞

實名菴

筱崎勳

一

三

五

二五

二七

三三

社友詩律論

呈山陽先生

達白、文候無恙否、嚮錄鄙作乞高斧、達性疎漏、平側失粘、動遠法律、頻頻見督責焉、慙愧、深服高明導人之謹嚴、然達有宿疑、敢質左右、夫沈宋剏近體也、法律嚴整、一字不苟者、蓋當時諸作、上絲竹而歌謠之、法律不嚴整、則音調不諧和、故夫人守之如畫一焉、今歌謠之道、唐山亦已廢之、如先生所嘗論矣、而猶拘拘焉守之、達不知其謂也、夫五味

社友詩律論

日本備中 小野達泉藏輯
清 浙西 陳鴻誥曼壽閱

山陽先生に呈す

達白す、文候恙なきや否や、嚮に鄙作を録して高斧を乞へり、達、性疎漏にして平側失粘す、動もすれば法律に違ひ、頻々督責せらる、慙愧慙愧、深く高明、人を導くの謹嚴なるに服す、然れども達に宿疑あり、敢て左右に質す、夫れ沈宋の近體を剏するや、法律嚴整にして一字苟もせざる者は、蓋當時の諸作は、絲竹に上して之を歌謠す、法律嚴整ならずんば、則ち音調諧和せず、故に夫の人之を守ると畫一の如し、今、歌謠の道は、唐山も亦已に之を廢すること、先生の嘗て論す所の如し、而るに猶拘々として之を守る、達、其謂を知らざるなり、夫れ五味の調否を論ずるは、鼎實あるを以てなり、今歌謠廢して、猶は聲律を守るは、鼎實なくして、徒らに五味を論ずるに類するなきを

之論調否、以有鼎實也、今歌謠廢、而猶守聲律、得無類、無鼎實而徒論五味乎、愚竊謂、世或生大才力之士、別出一機軸、變換面目、不復規規沈宋三尺、則不亦愉快乎、而寥寥無聞何哉、且如言律不嚴、則調不和、則三百篇以下、漢魏六朝諸篇、於近體讓一著歟、達嘗聞或說、詩言志、歌永言、言志、詩之本色也、有詩而後有歌、蓋當初作者、感物言志、咨嗟詠歎自成、音響降至、漢魏諸作亦然、梁唐以下、乃稱聲律、而詩之道、自此拘矣、又聞或說、漢魏四唐之詩、與其所謂歌謠者、自別、然則詩之嚴聲律、益覺無謂、是等之疑、遂積胸中、不能釋然者也、高明不捐、達不肖、明諫示開、則爲賜弘多、時維春寒、爲斯文自愛、參商路隔、

得んや、愚竊に謂ふ、世或は大才力の士を生じ、別に一機軸を出だし、面目を變換し、復た沈宋の三尺に規々たらずんば、則ち亦た愉快ならずや、而して寥寥として聞ゆる無きは何ぞや、且つ律嚴ならずんば、則ち調、和せずと言ふが如くんば、則ち三百篇以下、漢魏六朝の諸篇は、近體に於て一著を讓るか、達、嘗て或る説を聞く、詩は志を言ひ、歌は言を永ふす、志を言ふは詩の本色なり、詩ありて而して後に歌あり、蓋當初の作者は、物に感じて志を言ひ、咨嗟詠歎、自ら音響を成す、降りて漢魏諸作に至りても亦た然り、梁唐以下は乃ち聲律を稱す、而して詩の道は、此より拘せりと、又た或る説を聞く、漢魏四唐の詩は、其の謂はゆる歌謠といふ者とは自ら別なりと、然らば則ち詩の聲律に嚴なるは、益、謂はれ無きを覺ゆ、是れ等の疑は、遂、胸中に積んで、釋然たる能はざる者なり、高明、達の不肖を捐てずして、明諫開示せらるれば、則ち賜たる弘多なり、時、維れ春寒、斯の文の爲めに自愛せよ、參商路隔たり、面委するを得ざるを恨と爲す、頓首。

不得面委爲恨頓首。

再白、達頃讀竹山翁詩律兆翁舉諸家說論之詳矣、其中有言云、沈韻非古、多可議者、國詩者流論語勢、有比爲和波之辨、其說殊無意義、沈韻亦然、故墨工暨人先審其非、特守諸近體可也、翁所論所謂今假名也、妄滯無謂之甚者、使沈韻果類此乎、其不足守也的矣、然唐宋諸大家奉之無異論、何哉、達甚疑之、幸賜明教。

○

答小野泉藏論詩律書

襄頓首、謹復泉藏足下、嚮歸自西遊、與足下論近體聲律、因語在長崎所見聞、以謂華音不足、學八病、不足拘、以其在彼已廢歌唱也、

再び白す、達頃どろ竹山翁の詩律兆を讀む、翁諸家の説を擧げて之を論ずること詳なり、其の中に言へるあり、云ふ、沈韻は古に非ず、議すべき者多し、國詩者流の語勢を論ずるに、比爲私波の辨あり、其の説殊に意義なし、沈韻も亦た然り、故に墨工暨人は、先づ其の非を審にす、特に諸を近體に守るは可なりと、翁の論ずる所は、謂はゆる今の假名なり、妄滯謂ひ無きの甚だしき者なり、沈韻をして果して此に類せしめんか、其の守るに足らざるや、然的に唐宋諸大家之を奉じて異論なきは何ぞや、達甚だ之を疑ふ、幸に明教を賜へ。

小野泉藏に答へて詩律を論ずる書

襄頓首、謹みて泉藏足下に復す、嚮に西遊より歸り、足下と近體の聲律を論ず、因りて長崎に在りて見聞する所を語る、以謂へらく、華音學ぶに足らず、八病拘るに足らず、其の彼に在りて、已に歌唱を廢するを以てなり、而して

而強説之者、舌官驕人之具耳、今來書下問、以爲難、舍華音八病、而平排比、猶不得、不依舊律、夫已廢歌、唱而猶株守其律、無爲也、才力之士、別出手眼、必有一種無罣礙之詩、使僕備論之、此疑非足下不能發、僕不敢不爲足下竭也、蓋言語與世運相推移、而聲調亦隨而變、或其間又有不復變者、皆出於自然之勢也、三百之變爲騷、與楚調、騷與楚調之變爲五七言、五七言之變爲律詩、勢也、而五七言馴致於唐、其字句豐約之度、不復變移、律詩至今、其平側排比之法、不復變移、亦勢也、二者發於自然、而成於漸、非由人爲也、何者、五言防於十九首、蓋係建元以後、雖然、此彼彼有屋、窻窻方有穀、已似漢人語、如

強ひて之れを説くは、舌官、人に驕るの具のみと、今、來書下問、以爲へらく、華音八病を舍つると雖、而も平側を排比するに至りては、猶、舊律に依らざるを得ずと、夫れ已に歌唱を廢す、而して猶其律を株守す、爲す無きなり、才力の士は、別に手眼を出さば、必一種、罣礙無きの詩あら、ん僕をして備に之を論ぜしめよ、此の疑、足下に非され、ば發すると能はず、僕、敢て足下の爲に竭さずんばあらざるなり、蓋、言語は世運と相ひ推移す、而して聲調も亦隨ひて變ず、或は其の間、又、復々變ぜざる者あり、皆自然の勢に出づるなり、三百の變、騷と楚調と爲るは、勢なり、而して五七言、唐に馴致し、其字句豐約の度、復た變移せず、律詩、今に至りて、其平側排比の法、復た變移せず、亦勢なり、二者、自然に發し、而して、漸に成る、人爲に由るに非ざるなり、何んとなれば、五言は、十九首に防る、蓋、建元以後に係る、然りと雖も、此々彼れ屋有り、窻々方に穀有り」と、已に漢人の語に似たり、游子故郷を悲むの五字の如きは、高祖一時の矢口に出づ、亦十九首中の名句なり、七言は、柏梁に起ると雖、然れども、山に登り水に臨みて、將歸を送る、壯士一たび去りて復た還らず、は、一の今の

游子悲故鄉五字、出於高祖一時矢口、亦十九首中名句也、七言雖翔於柏梁、然登山臨水兮送將歸、壯士一去兮不復還、多一兮字耳、其實七言也、至飯牛歌、全然七言矣、是其關紐漸開、非強之變可知也、律詩之非強變、亦猶五七言也、沈宋創新體、遂爲一代定制、如其因四聲立八病、徒設此險艱以課進士、非後世所可必由、而其平仄相雜、以便喉舌者、出於自然之節奏、非沈宋所能創也、如楊柳依依、雨雪霏霏、四言而協聲矣、鶴鳴于九臯、老馬反爲駒、五言而協聲矣、朝飲木蘭之墜露、夕餐秋菊之落英、則七言而協聲著對矣、漢詩有自協平側者、建安乃似故意協之者、至齊梁五言、則全與唐律無辨焉、而梁陳

社友詩律論

字を多くするのみ、其の實は七言なり、飯牛歌に至りては、全然七言なり、是れ其の關紐漸く開く、之れを強ひて變ずるに非ざること知るべきなり、律詩の強ひて變ずるに非ざるも、亦猶五七言のごときなり、沈宋、新體を創め、遂に一代の定制と爲る、其の四聲に因りて八病を立つるが如きは、徒に此の險艱を設け以て進士に課す、後世必ずしも由るべき所に非ず、而して其の平仄相雜へ、以て喉舌に便する者は、自然の節奏に出づ、沈宋の能く創むる所に非ざるなり、楊柳依依、雨雪霏々のご如き、四言にして聲に協ふ、鶴、九臯に鳴く、老馬反りて駒と爲る、は五言にして聲に協ふ、朝に木蘭の墜露を飲み、夕に秋菊の落英を餐ふは、則七言にして聲に協ひ對を著く、漢詩、自ら平側を協ふ者あり、建安乃ち故意に之れを協ふ者に似たり、齊梁の五言に至りては、則ち全く唐律と辨する無し、而して梁陳間の七言も、亦唐人の律絶に類する者多し、楊柳青青地に著きて垂るの四句の如き、陳人の作たり、知らずして之れを讀ましめば、以て王建杜牧と爲さざるは莫きなり、豈に亦謂はゆる關紐漸く開く者に非ずや、故に彼の長篇を約して八句と爲し、八句を截して四語と爲し、韻は必ず平聲を用ひ、而して句中、亦平聲を

間七言亦多類。唐人律絕者、如楊柳青青著地垂四句、爲陳人作、使不知而讀之、莫不以爲王建杜牧也、豈非亦所謂關紐漸開者哉、故彼約長篇爲八句、截八句爲四語、韻必用平聲、而句中亦連綿平聲、以穩順聲勢、皆節奏之自然者也、李嶠汾水秋雁一絕、梨園奏之、至使明皇流涕、其舊爲古風、全篇流麗、不甚聳牙、必斷取二十八字、因其平韻協聲者、然後可被絃歌、可以見耳、然唐以後詩廢而詩餘興、詩餘廢而歌曲出、近體不復上絃竹矣、而不諧、其平側、莫以便險誦、譬之和誦、萬葉以前田峻紅女人人能之、以其可歌也、後世箏絃之詞、歲新月更、而所謂和誦、獨爲士大夫言志之具、然三十一字之節、成於自然、

連綿し、以て聲勢を穩順にす、皆節奏の自然なる者なり、李嶠の汾水秋雁の一絶、梨園之れを奏して、明皇をして涕を流さしむるに至る、其の舊は古風たり、全篇流麗にして、甚だ聳牙ならず、必ず二十八字を斷取し、因りて其平韻の聲に協ふ者に因りて、然る後に絃歌に彼らしむべき、以て見るべきのみ、然れども、唐以後詩廢して詩餘興り、詩餘廢して歌曲出づ、近體復た絃竹に上らず、而して其平側に諧はざれば、以て險誦に便する莫し、之を和誦に譬ふるに、萬葉以前田峻紅女人々之れを能くす、其の歌ふべきを以てなり、後世箏絃の詞、歲に新に月に更る、而して謂はゆる和誦は、獨士大夫志を言ふの具と爲る、然れども、三十一字の節、自然に成る、此れに由らざれば、以て諷すべからず、風土異なりと雖も、其の勢は一なり、故に詩の古風有るは、猶、歌の長短齊しからざる者あるがこととなり、其の節奏未だ定らざればなり、節奏已に定りて、而して猶、之れを爲す者は、以て才情を馳騁するのみ、苟も諷詠に資するには、三十一字に非ざれば不可なり、近體に非ざれば不可なり、夫れ宋以後、近體を唱へずして詩餘を歌ふ、然れども、詩餘の譜を按じ字を填する、近體に比すれば更に嚴なり、是れ知る、律の嚴は、音

不由於此不可以調、風土雖異其勢一也、故詩之有古風、猶歌之有長短不齊者也、其節奏未定也、節奏已定矣、而猶爲之者以馳騁才情耳、苟資諷詠、非三十一字不可、非近體不可、夫宋以後不唱近體而歌詩餘矣、然詩餘之按譜填字、比近體更嚴、是知律之嚴所以諧音調、故愈諧則愈嚴、及其廢也、人不見其諧、而苦其嚴、是所以生足下之疑也、大抵言語聲調、古簡而今繁、古疎而今密、隨世運之自然、其變勢也、其不變亦勢也、知其所以可變、則知其所以不可變、使天地間本無此律、而人忽造之、則其傳必不能如是之久也、譬如科舉制、於隋而實出、於漢魏考課、刑律成於唐、而實原於愷何之法、其後君相雖有

調を諧ふ所以なるを、故に愈諧へば則ち愈嚴なり、其の廢するに及びては、人其の諧ふを見ずして、其の嚴を苦む、是れ足下の疑を生ずる所以なり、大抵言語聲調、古は簡にして今は繁、古は疎にして今は密、世運の自然に隨ふ、其の變するは勢なり、其の變ぜざるも亦勢なり、其の變すべき所以を知れば、則ち其の變すべからざる所以を知らん、天地の間に、本と此の律無くして、人忽ち之れを造らしめば、則ち其の傳、必ず是くの如く之れ久しきこと能はざるなり、譬へば、科舉は隋に始り、而して實は漢魏の考課に出で、刑律は唐に成り、而して實は愷何の法に原づく、其の後の君相、絶異の才ありと雖も、之れを能く易ふる莫きが如し、勢に非ずして何ぞ、勢とは、一成して復た移すべからざる者なり、夫れ李杜韓蘇の才を以て、我れより古を作すに、何の不可なる所あらん、乃ち首を俯して、休文沈宋の束縛に就かざる能はず、唯、古風の一體ありて、以て尺幅を拓裂し、縦横に自ら快にすべし、而して其の韻を用ひ句を排する、亦た古來傳承の法ありて存せり、數公必ず奉じて以て周旋すと雖も、此の事は、才力の能く變を致す所に非ざるを見るべきなり、漢土の人に在りてすら且ほ然り、況んや此の方に在

絶異之才、而莫之能易、非勢而何、勢也者一
成而不復、可移者也、夫以李杜韓蘇之才、自
我作古、何所不可、乃不能不俯首就休文沈
宋之束縛、唯有古風一體、可以拓裂尺幅、縱
橫自快、而其用韻排句、亦有古來傳承之法
存焉、雖數公必奉以周旋、可見此事非才力
所能致、變也在漢土人、且然、況在此方、用彼
之言語、以敍我之性情、摸其聲調於髣髴影
響之間、不得不依準其一定之矩矱、但就其
矩矱中、必避其病之最可忌者、其故設險艱
者、不必學可也、今之詩人或泥其不必可學
者、而犯其必可避者、是爲可啞耳、僕所識舌
官稱解聲律者、亦不免於此、僕是以益知其
說之不足信也、今且舍其耳、而用其目、就唐

りて、彼れの言語を用ひて、以て我の性情を敍す、其の聲
調を髣髴影響の間に摸するには、其の一定の矩矱に依準
せざるを得ず、但、其の矩矱中に就きて、必ず其の病の最
も忌むべき者を避く、其の故に、險艱を設くる者は、必ず
しも學ばずして可なり、今の詩人、或は其の必ずしも學
ぶべからざる者に泥みて、其の必ず避くべき者を犯す、
是れ啞ふ可しと爲すのみ、僕の識れる所の舌官聲律を
解すと稱する者も、亦此れを免れず、僕、是を以て、益、其
の説の信するに足らざるを知るなり、今且く其の耳を舍
て、其の目を用ひ、唐宋明清の諸集に就きて、句を逐ひ
て推驗せば、以て彼の謂はゆる變すべからざるの律は、
別に自ら有るありて、是れを之れ謂ふに非ざるを知るべ
きなり、僕の見る所は如くの如し、唯、足下焉を擇べ。

宋明清諸集、逐句推驗、可以知彼所謂不可變之律、別自有在、非是之謂也、僕所見如此、唯足下擇焉。

別紙

後書見、讀竹山翁詩律兆、見其以律喻和歌之比爲波和、苟然近體不足依準者、足下老於和歌者、宜有此疑也、然揣翁意、蓋以此論用韻有今古之別耳、非總言詩律也、足下不以辭害意而可、此書與近時武景文古詩韻範、皆考據精確、有大功於藝圃者、不可不讀、足下讀二書而知詩之不可無法、讀僕之論而知法之出於自然、則思過半矣、襄復白。

與人論聲律書

註友詩律論

別紙

後書、論さる、竹山翁の詩律兆を讀み、其の律を以て和歌の比爲波和に喻ふるを見たり、苟も然らば、近體は依準するに足らざる者なり、足下は、和歌に老けたる者、宜べなり此の疑有るや、然れども、翁の意を揣るに、蓋、此れを以て、用韻に今古の別あるを論するのみ、總て詩律を言ふに非ざるなり、足下、辭を以て意を害せずして可なり、此の書と近時の武景文の古詩韻範とは、皆考據精確、藝圃に大功あるを、讀まざるべからず、足下二書を讀みて、詩の法無かる可からざるを知り、僕の論を讀みて、法の自然に出づるを知らば、則ち思ひ半に過ぎん、襄復た白す。

人に與へて聲律を論する書

九

聲律之律、非音律之律、爲法律之律、法律者何、申韓之刑名是也、自申韓以前無此法律、特是申韓傷戰國法度之廢、別出新意以建一家法律也、唐之天子一洗六朝綺靡之餘息、興振一代正大之氣象、勒定五韻八句、名曰律詩、於是分局聲韻、使不可出圈續、是自古以來之所、未有尙出于唐一代之新意、不亦詩政之法律乎、夫三百篇之後、唐未定詩律之前、其雖不歌詠、亦雖無音律、特有音律之律、而無法律之律、古之音律出於自然、今之聲律成於自裁、故曰今之聲律、猶申韓之法律也、夫申韓之法律、其興衰黜邪之妙、非管一時之佳學、是固千古之卓刑也、雖然法律苛刻、所謂急絃促柱、不知變之以和聲、專

聲律の律は、音律の律に非ずして、法律の律たり、法律とは何ぞや、申韓の刑名是れなり、申韓より以前に此の法律なし、特に是れ申韓、戰國法度の廢れたるを傷み、別出新意を出だし、以て一家の法律を建てしなり、唐の天子、六朝綺靡の餘息を一洗し、一代正大の氣象を振興し、五韻八句を勒定し、名づけて律詩と曰ふ、是に於て聲韻を分局し、圈續を出づ可からざらしむ、是れ古より以來の未だ有らざる所にして、尙ほ唐代の新意に出づ、亦た詩政の法律ならずや、夫れ三百篇の後ち、唐の未だ聲律を定めざるの前、其れ誰れか歌詠せざらん、亦た誰れか音律なからん、特に音律の律ありて、而して法律の律なし、古の音律は、自然に出づ、今の聲律は自裁に成る、故に曰く、今の聲律は猶ほ申韓の法律のごときなりと、夫れ申韓の法律は、其の衰を興し、邪を黜くるの妙は、管に一時の佳學のみに非ず、是れ固より千古の卓刑なり、然りと雖も法律の苛刻なる、謂はゆる急絃、柱を促す、之を變じて以て聲を和らぐるを知らず、専ら其の書を読み其人を信せば、則ち其の害固より多し、李斯の其の身を亡ぼす、以て見る可し、君子は人を以て言を廢せずと、時を盡りて用を利せば、則ち此の法律も亦た以て無かる可か

讀其書信其人則其害固多李斯之亡其身
 可以見矣君子不以人廢言量時而利用則
 此法律亦不可以無也是諸葛孔明之所以
 勸後主而朱敬則之所以說武后也若夫詩
 之聲律雖出于唐之新意然其爲規矩準繩
 是固不易之法律也而亦有不知變之禍明
 人是也明人嚴守法律數倍于唐人其作詩
 摹擬剽竊千篇一律其選詩亦不協調弗取
 不入律弗編竟至不免有買櫝之弊是歷下
 詩風之所以須臾而餒息響絕也有唐之人
 雖創定聲律而往往不拘聲律有變體有拗
 體有當平而仄有當仄而平是變之也其變
 之非誤而犯之也不得已而變之也蓋由聲
 律之外別有所苦思而被之歌詠係之鼓吹

らざるなり、是れ諸葛孔明の後主に勸むる所以にして、
 朱敬則の武後に説く所以なり、若し夫れ詩の聲律は、唐
 の新意に出づると雖も、然れども其の規矩準繩たる、是
 れ固より不易の法律なり、而して亦た變するを知らざる
 の禍あり、明人、是れなり、明人の法律を嚴守すること、唐
 人に數倍す、其の詩を作る、摹擬剽竊、千篇一律、其の詩を
 選するも、亦た調に協はずんば取らず、律に入らずんば
 編せず、竟に買櫝の弊あるを免れざるに至る、是れ歷下
 の詩風の須臾にして餒息み響絶ゆる所以なり、有唐の人
 は、聲律を創定すと雖も、而も往々にして聲律に拘はら
 ず、變體あり、拗體あり、當に平にすべくして仄なるあり、
 仄にすべくして平なるあり、是れ之を變するなり、
 其之を變する誤りて之を犯すに非ざるなり、已むを得ず
 して之を變するなり、蓋、聲律由りの外に、別に苦思する
 所あり、而して之を歌詠に被らし、之を鼓吹に係る者は
 特に其の末事の故か、夫れ歌詠の事は、當時已に之を末
 とす、後世遂に之を廢せり、而して其の聲律に於ける、尙

者、特其末事故歟。夫歌詠之事、當時已末之、後世遂廢之、而其於聲律、尙有所忌憚者、唐以來之法律也、我邦之人、口不諧耳不律、惟目以守、罔續分局、亦傲彼土之世守而不失也、因以謂我輩之擇聲律、只要就局面而正之、有不得已者、鑒之古人而變之矣、且夫脫出椀盃筌、得魚兒、則此罔續分局之不可以無也、亦猶申韓法律之不可世以無也、頃作此論、頗覺新奇、因書而贈之。

二

前論聲律、說申韓之法律、恐其言之未足、今又近論射法以喻之、夫以邦人之聲口、求通華人之歌詠、譬如射乎百步之外、射者必畜良弓、聚美箭、既有良弓、又有美箭、而又有響

ほ忌憚する所の者あり、唐以來の法律なり、我が邦の人は、口諧はず、耳律せず、惟、目以て罔續の分局を守る、亦た彼の土の世守して失はざるに倣ふなり、因て以謂へらく、我が輩の聲律を擇ぶは、唯、局面に就いて之を正すを要す、已むを得ざる者あらば、之を古人に鑑みて之を變ず、且つ夫れ椀盃を脱出し、魚兒を筌得ず、則ち此の罔續分局の以て無かる可からざるなり、亦た猶ほ申韓法律の世、以て無かる可からざるがごとし、頃ごろ此の論を作り、頗る新奇を覺ふ、因て書して之を贈る。

二

前に聲律を論じて、申韓の法律を説けり、其の言の未だ足らざらんことを恐れ、今又た近く射法を論じて以て之を喻へん、夫れ邦人の聲口を以て、華人の歌詠に通せんことを求む、譬へば百歩の外に射るが如し、射者は必ず良弓を畜へ、美箭を聚む、既に良弓あり、又た美箭あり、

之放之手法、其既彎之時、其臨放之處、明其眼睛、慎其腕臂、認鶴之所在、直箭之所向、其如斯而放、放而能中、誠爲快事、然而所放之箭在于我、而所受之鶴在于彼、一羽箭離絃而獨往其所到、能中其所受乎否、我始不能決之、有百發百中者、有十放十失者、中者手法之熟也、不中者手法之未熟也、雖曰手法稍熟之人、而尙有百失一或二三者、是非箭之誤往也、射者之誤手也、非箭之罪也、射者之罪也、非射者之罪也、射者之既彎臨放、而偶目胸腕顛之所致也、苟憂箭之不中、則莫若慎乎既彎臨放之初而已、吾今涉獵書帙、掇拔文字、是畜良弓、聚美箭也、磨硯提筆、是張弓挾箭也、恐誤聲律、求合歌詠、是認鶴之

而して又た之を彎き之を放つ手法あり、其の既に之を彎く時、其の放つに臨むの處、其の眼睛を明にし、其の腕臂を慎み、鶴の在る所を認め、箭の向ふ所を直す、其れ斯の如くにして放ち、放ちて能く中る、誠に快事なり、然り而して放つ所の箭は我に在り、而して受くる所の鶴は彼に在り、一羽箭、絃を離れて獨り其の到る所に往く、能く其受くる所に中るや否や、我れ始め之を決する能はず、百發百中の者あり、十放十失の者あり、中るは手法の熟せるなり、中らざるは手法の未だ熟せざるなり、手法稍熟する人と曰ふと雖、而も尙ほ百に一或は二三を失する者あり、是れ箭の誤往に非ざるなり、射者の誤手なり、箭の罪に非ざるなり、射者の罪なり、射者の罪にあらざるなり、射者の既に彎きて放つに臨みて、偶、目胸し腕顛するの致す所なり、苟も箭の中らざるを憂へば、則ち既に彎き放つに臨むの初に慎むに若くなきのみ、吾れ、今、書帙を涉獵し、文字を掇拔す、其れ良弓を畜へ、美箭を聚むるなり、硯を磨し筆を提ぐるは、是れ弓を張り箭を挾むなり、聲律を誤らんを恐れ、歌詠に合はんことを求むるは、是れ鶴の在る所を認め、箭の向ふ所を直くするなり、斯の如くにして後ち其作る所の詩は、四聲四等、開合清濁、將

所在、直箭之所向也。如斯而後其所作之詩、四聲四等、開合清濁、將皆訂正乎、將皆訛誤乎、將爲陽春白雪乎、將爲下里巴人乎、我不能歌而分之、歌而分之之人、常在千萬里之外、而今作之之我、不能到千萬里之外、徵之其人、則其聲律之諧與不諧、我亦不能知、而正之、不能知之而欲正之、是我自正之、而我自安之而已、一平一仄、一出息一入息、同是天地間之呼吸、陰陽之蠢動也、邦人與華人、雖隔千萬里、同是天地間之民生、造化之一元氣也、我有四體、有聰明、彼固非有異樣之耳目、鼻口、亦皆造化之同鑄陶也、文章之道、可通於造化、豈不可傳於異域耶、苟自正于我、何得不正于彼、苟自安于我、亦何得不安

一 概

た皆な訂正か、將た皆な訛誤か、將た陽春白雪たるか、將た下里巴人たるか、我れ歌ふて之を分つ能はず、歌ふて之を分つのは、常に千萬里の外に在り、而して今、之を作るの我は、千萬里の外に到り、之を其の人に徵する能はず、則ち其の聲律の諧と不諧と、我れ亦た知りて之を正す能はず、之を知る能はずして、之を正さんと欲するは、是れ我れ自から之を正して、我れ自から之に安するのみ、一平一仄、一たひ息を出だし、一たひ息を入る、同じく是れ天地間の呼吸にして、陰陽の蠢動なり、邦人は華人と千萬里を隔つと雖ども、同じく是れ天地間の民生にして、造化の一元氣なり、我れに四體あり、聰明あり、彼れ固より異様の耳目鼻口あるに非ず、亦た皆な造化の鑄陶と同じくするなり、文章の道は、造化に通ず可し、豈に異域に傳ふ可からざらんや、苟も自から我に正しければ、何ぞ彼れに正しからざるを得んや、苟も自から我に安ければ、亦た何ぞ彼れに安からざるを得んや、我が手は我が詩を作り、我が詩は我が目に謀り、我が目は我が心に問ひ、我が心は我が意に得ば、是れ我れ自から之を正して、我れ自から之を安んずるなり、夫れ斯の如くんば則ち歌ふて之を分つ能はずと雖も、而も我の作る所

予被、我手作、我詩、我詩謀、我目、我目問、我心、我心得、我意、是我自正之而我自安之也、夫如斯則雖不能歌而分之、而我之所作與彼之所歌、隔千萬里而當得其所合矣、是前所謂射者慎乎既彎、臨放之初之奇驗也、請思此驗。

文政庚辰季冬十二日、春樵居士琴希聲稿

○

對人論詩聲律

或問唐人創爲近體、蓋便於唱歌故歟、抑後世被絃歌者殊少、詞曲題詠、悉爲文士之玩具、然尙拘拘乎聲律、而固守唐家之三尺、有說乎否、答云、五聲十二律八音之韻、物之至音、天籟自鳴、不知其然而然耳、心悟者隨聲

は、彼の歌ふ所と、千萬里を隔つるも、而も當に其の合ふ所を得べし、是れ前に謂はゆる射る者は既に彎き放つに臨むの初めに慎むの奇驗なり、請ふ此の驗を思へ。

文政庚辰季冬十二日

春樵居士琴希聲稿

人に對へて詩の聲律を論ず

或ひと問ふ、唐人の近體を創爲するは、蓋唱歌に便なるが故か、抑、後世、絃歌に被らす者殊に少し、詞曲題詠は悉く文士の玩具たり、然れども尙ほ聲律に拘々として、唐家の三尺を固守するは、説ありや否やと、答へて云ふ、五聲十二律八音の韻は、物の至音天籟にして、自から鳴りて其の然るを知らずして然るのみ、心に悟る者は聲に隨ひて之に協ふ、詩賦も亦た爾り、秦漢以前の字は假借

而協之、詩賦亦爾、秦漢以前字多假借、而音反切乎、側皆通用、而自協乎聲律、自齊梁後、既拘以四聲、又限以音韻、當是詞章改革之機也、迨唐初、王楊沈宋研練麗句、穩順聲勢、號爲律詩、是名近體、然繁縟拗澁、未脫陳隋之舊習、神韻以還、卓乎成調、一時文人靡然嚮風、明王世貞云、律爲音律法律、天下無嚴於是者、知虛實平仄、不得任情而度、明矣、此言寔然、加之自舉業之學行、聲律益嚴、是以失律拗體、不入舉場、迺至今日奉以爲金科玉律者、職是之由焉、然而考之唐人集中、雖盛唐名家、間有失律拗體、又有仄韻詩不拘平仄、句中第二六字皆不粘、可以觀焉、若杜少陵、苞含汪洋、變化無窮、可謂詩中之天籟

七字句、
一三五不
論、即有
之、二六
字不粘、
宋之有也、
10注

多し、而して音は反切平側、皆を通用し、而して自から聲律に協ふ、齊梁よりの後、既に拘はるに四聲を以てし、又た限るに音韻を以てす、當に是れ詩章改革の機なるべきなり、唐の初に迨んで、王、楊、沈、宋は、麗句を研練し、聲勢を穩順にし、號して律詩と爲す、是を近體と名づく、然れども繁縟拗澁にして、未だ陳隋の舊習を脱せず、神韻以還、卓乎として調を成し、一時の文人靡然として風に嚮ふ、明の王世貞云ふ、律は音律法律たり、天下に是より嚴なる者なし、知る虚實平仄は、情に任せて度るを得ざるは明なりと、此の言は寔に然り、之に加ふるに、舉業の學行はれしより、聲律益、嚴なり、是を以て失律拗體は舉場に入らず、迺ち今日奉じて以て金科玉律と爲すに至れるは、職と是れに之れ由る、然り而して之を唐人の集中に考ふるに、盛唐の名家と雖も、間、失律拗體あり、又た仄韻の詩に平仄に拘はらず、句中の第二六字皆を粘せざるあり、以て觀る可し、杜少陵の若き、苞含汪洋として、變化窮り無し、詩中の天籟と謂ふべし、孰れか聲律の外に、別に一唱三歎の音あるを知らん、學者は宜しく聲律を論ずべし、而して聲律に拘泥せざるも亦た可ならんか。

矣孰知聲律之外別有一唱三歎之音也學
 者宜論聲律而不拘泥聲律亦可也乎。

橘洲畑惟貞未定稿

或問於予曰唐時詩播之聲樂故拘拘聲
 律今不播之聲樂則宜不如是拘拘而猶
 拘拘如是者何爲耶因論詩聲律以與之

凡聲音之起由人心之感於物生則詩與樂
 皆一本於天而律者雖出乎人制亦受天籟
 者也故曰詩言志歌永言聲依永律和聲是
 有詩歌必有聲律也而詩歌出于性情性情
 出乎天發而成聲聲不可無節節之必以律
 也陳之則詞章歌之則聲律非有二也夫人
 在兩間取天之日月星辰風雷雨雹地之江

壯友詩律論

或ひと予に問ふて曰く唐時の詩之を聲樂に播く故
 に聲律に拘々たり今は之を聲樂に播かず則ち宜し
 く是の如く拘々たらざるべし而も猶ほ拘々たること
 是の如き者は何んぞやと因て詩の聲律を論じ以て之
 に與ふ。

凡そ聲音の起るは人心の物に感ずるに由りて生ずと則
 ち詩と樂とは皆な一に天に本づく而して律は人制に出
 づと雖も亦た天籟を受くる者なり故に曰く詩は志を
 曰ひ歌は言を水うす聲は永きに依り律は聲を和すと
 是れ詩歌あれば必ず聲律あるなり而して詩歌は性情に
 出で性情は天に出で發して聲を成す聲は節なかる可
 からず之を節するには必ず律を以てするなり之を陳
 れば則ち詩章之を歌へば則ち聲律二あるに非ざるな
 り夫れ人は兩間に在り天の日月星辰風雷雨雹地の江
 河林壑草木蟲魚を取り性情を以て文詞を鑄鑄し乃ち

河林整草木蟲魚以性情鎔鑄文詞乃有文有聲故曰人代之也今猶古也我猶彼也始無異也若使我不解音律則必不能爲音樂我之於音樂其至者神人感格鳥獸率舞既解音律矣豈有不解詩律之理哉而其至之難則職由講學之不深焉爾

今之所謂聲律而不與古之所謂聲律者同矣今之所謂聲律者多謂唐之詩律也謂之詩律則可謂之聲律格律調者皆泛也豈有無聲律格調之詩歌也而唐而下所謂聲律者音律法律迭而言之而有物有則天工人作始非有二也人豈以天地間所無者別制出一機軸者哉故以聲律爲唐之制作則不可也天之制也豈有唐一代之制而後世

文あり聲あり故に人之に代はると曰ふなり今は猶ほ古のごときなり我れは猶ほ彼のごときなり始めより異なるなきなり若し我をして音律を解せざらしめば則ち必ず音樂を爲る能はず我れの音樂に於ける其の至れる者は神人感格し鳥獸率舞す既に音律を解せり豈に詩律を解せざるの理有らんや而して其の至るの難きは則ち職として講學の深からざるに由るのみ

今の謂はゆる聲律は古の謂はゆる聲律なる者と同じからず今の謂はゆる聲律は多くは唐の聲律を謂ふなり之を詩律と謂ふは則ち可なり之を聲律格律調と謂ふものは皆な泛なり豈に聲律格調なきの詩歌あらんや而して唐より而下の謂ゆる聲律は音律法律迭にして之を言ふ而して物あれば則ちあり天工人作始めより二あるに非ざるなり人豈に天地間に無き所の者を以て別に一機軸を制出する者ならんや故に聲律を以て唐の制作と爲さは則ち不可なり天之制なり豈唐一代之制にして後世畫一して之を率ひ敢て變革する莫き者あらんや物には漸にして至り定りて易ふ可からざ

畫一奉之莫敢變革者哉、物有漸而至、定而不可易者、禮樂之至、周而後備、豈一聖而不見哉、蓋有漸也、履霜堅冰至、天之漸也、春花夏而榮、秋而實、至實而定也、文字之有真草、而不可易也、非不可易也、可不易也、然篆籀不驟而至、真行也、漸也、詩之至唐而定、可不易也、然三百篇不驟而至、唐也、漸也、余故謂唐之詩律、非昉于唐也、六朝也、非六朝也、漢魏也、非漢魏也、秦周也、非秦周漢魏六朝也、亦非唐之力也、天也、然則不必謂之詩律、而謂之聲律、亦不爲誣也、非有二也、一也。

古之所謂聲律、不與今之所謂聲律同矣、如高臺多悲風、朝日照北林、明月照積雪、池塘生春草、竝古之所謂巧妙者也、不但古有之、

る者あり、禮樂の周に至りて後ち備はるは、豈に一聖にして足らざらんや、蓋、漸あるなり、霜を履んで堅氷至るは天の漸なり、春にして花さき、夏にして榮え、秋にして實るは、實に至りて定れるなり、文字の眞草ありて易ふ可からざるや、易ふ可からざるに非ざるなり、易へざる可きなり、然れども篆籀は驟せずして真行に至るは漸なり、詩の唐に至りて定るは、易へざるべきなり、然れども三百篇は驟せずして唐に至るは、漸なり、余故に謂ふ唐の詩律は唐に昉るに非ざるなり、六朝なり、六朝に非ざるなり漢魏なり、漢魏に非ざるなり、秦周なり、秦周漢魏六朝に非ざるなり、亦た唐の力に非ざるなり、天なり、然らば則ち必ずしも之を詩律と謂はず、而して之を聲律と謂ふも亦た誤と爲さざるなり、二あるにあらざるなり一なり。

古の謂ゆる聲律は今の謂ゆる聲律と同じからず、高臺、悲風多し、「日、北林を照らす、「明月、積雪を照らす」地塘、春草を生ず」の如き、竝に古の謂ゆる高妙なる者なり、但、古に之有るのみならず、唐律の嚴を以てして「草

以唐律之嚴而有如草木歲月暮關河霜雪清海上碧雲斷單于秋色來及黃鶴一去不復返白雲千歲空悠悠之類變調變格不遺枚舉或一代宗匠或當場傑作共不可以今之聲律律也而苛刻選家猶采之故知古之所謂聲律者而後始可與言聲律也。

今或去近體之作拘拘聲律若此者以播之聲樂也若不可播之聲樂者非詩也或云我曾遊長崎以所作詩質諸清人問可歌乎乃曰可歌矣吾詩是經清人咀嚼者如吾詩者真詩也此竝可笑既擬諸聲律以爲詞以爲詩而可觀可聽可誦者則孰不可播之聲樂乎但其音響節流離通暢者便於歌而排纂詰屈者不便於歌耳如三百篇而下樂府

歲月暮れ「關河霜雪清」海上に碧雲斷え「單于秋色來る」及び「黃鶴一たび去りて復た返らず白雲千歲空しく悠悠」の類の如きあり變調變格は枚舉に遑あらず或は一代の宗匠或は當場の傑作なり共に今の聲律を以て律す可からざるなり而して苛刻の選家も猶ほ之を采る故に古の謂はゆる聲律なる者を知りて而して後に始めて與に聲律を言ふ可きなり。

今或は近體の作聲律に拘々たる此の如き者を去りて以て之を聲樂に播く若し之を聲樂に播く可からずんば詩に非ざるなり或ひと云ふ我れ曾て長崎に遊び作る所の詩を以て諸を清人に質し歌ふ可きやと問ふ乃ち曰く歌ふ可しと吾が詩は是れ清人の咀嚼を経たる者なり吾が詩の如きは眞詩なりと此れ竝に笑ふ可し既に諸を聲律に擬して以て詞と爲し以て詩と爲す而して觀る可く聽く可く誦すべき者ならば則ち孰れか之を聲樂に播く可からざらんや但其の音響節流離通暢の者は歌ふに便なり而して排纂詰屈の者は歌ふに便ならざるのみ三百篇より而下樂府諸篇の如き今日之を

不便於
歌、則非
格、則乖
矣、則病
曼壽注

諸篇、今日誦之、而覺其通快、彼謂杜韓排纂、
不便、播筭絃、我誦之、亦覺其排纂、則我之便
者、即彼之爲便者、彼之爲濫者、即我亦濫者、
固非待彼而後知之者也、今學詩者、要使吟
哦之際、不底滯、不粘著者、爲近之、然不便於
歌、亦既無害於家數、則不便於歌、固非所爲
病也。

夫律者有、一定之法、而未始有、一定之法也、
律者有、一定之法、而聆之者、未得、一定之法
也、聆之難也、昔晉鑄鐘、衆師皆以爲協、獨曠
也以爲不協、而待知音於後世、詞人亦然、故
學者未知音律也、求善聆也、夫瓦釜金玉誰
不辨之、至其鐘鼓鏗鉦、宮商相證、則調不
調、必有善辨者矣、學者亦棄其叩缶搏髀、而

社友詩律論

誦して其の通快を覺ゆ、彼れ謂ふ杜韓の排纂は、筭絃に
播くに便ならず、我れ之を誦するも亦た其の排纂を覺ゆ
と、則ち我の便とする者は、即ち彼の便と爲す者にして
彼の濫と爲す者は、即ち我も亦た濫とする者なり、固よ
り彼を待つて而る後に之を知る者に非ざるなり、今、詩
を學ぶ者は、要は吟哦の際に、底滯せず、粘著せざらしむ
る者は、之に近しと爲す、然れども歌ふに便ならざるも、
亦た既に家數に害なし、則ち歌ふに便ならざるは、固よ
り、病と爲す所に非ざるなり。

夫れ律は一定の法あり、而して未だ始めより一定の法あ
らざるなり、律は一定の法あり、而して之を聆く者は未
だ一定の法を得ざるなり、之を聆くは難し、昔晉に鐘を
鑄る、衆師皆な以て協へりと爲す、獨曠は以て協はずと
爲し、而して知音を後世に待てり、詞人も亦然り、故に學
者は未だ音律を知らずして、善く聆くを求むるなり、夫
れ瓦釜金玉は誰か之を辨せざらん、其の鐘鼓鏗鉦、宮商相
ひ證するに至りては、即ち調、不調必ず善く辨する者あ
らん、學者も亦た其の缶を叩き髀を搏つを棄て、而して
鳴球を愛樂する者なり、又た篋中の風の如く、松上の雨

憂擊鳴球者也。又有如篁中風、如松上雨、如洞中滴、有策策如霜林、有磕磕如江濤、有若霹靂、有若颼颼、有若鬼之嘯、有若蟲之鳴、雖有洪纖徐疾之不同、亦皆天然之音也。固與瓦缶髀髀不同、故詩貴從天籟來者也。

油然而生、勃然而起、如蘋之風、如雲之舒、如花之綻、如鱗之躍、俱詩之自然也。既謂之自然矣、則不可學以致之歟。夫臨淵羨魚、或心在蜚鴻、豈無芳餌微繳之可致此耶。鐘籟不調、改而鑄之、詩思不靈、苦而獲之、初必規摹瘦矩、久而造之、故曰入虎穴、曰苦曰瘦、譬猶制樂器、制之者人也。所受者天籟也、其初制之也、矯樨片械、剗刻度、擬比律、協呂、吹之鼓之、十二畢具、黃鐘爲主、然後天籟初來、及其

の如く、洞中の滴の如きあり、策々として霜林の如きあり、磕々として江濤の如きあり、霹靂の若きあり、颼颼の若きあり、鬼の嘯くが若きあり、蟲の鳴くが若きあり、洪纖徐疾の同じからざる有り、雖も、亦た皆な天然の音なり、固より瓦缶髀髀と同じからず、故に詩は天籟より來る者を貴ぶなり。

油然而生、勃然として起り、蘋の風、ふくが如き、雲の舒ぶるが如き、花の綻ぶが如き、鱗の躍るが如き、俱に詩の自然なり、既に之を自然と謂ふ、則ち學んで以て之を致す可からざるか、夫れ淵に臨んで魚を羨み、或は心費鴻に在り、豈に芳餌微繳の此を致すべき無からんや、鐘鑄の調はざるは、改めて之を鑄る、詩思の纏ならざるは、苦んで之を獲る、初は必ず規摹瘦矩、久しくして之を造る、故に、虎穴に入ると曰ひ、苦と曰ひ、瘦と曰ふ、譬へば猶ほ樂器を制するがごとし、之を制する者は人なり、受くる所の者は天籟なり、其の初め之を制するや、矯樨片械、剗刻度、擬律に比へ、呂に協へ、之を吹き之を鼓し、十二畢具は、黃鐘を主と爲す、然る後に天籟初めて來る、其の來るに及んでや、自然なり、然れども豈に苟且鹵莽

來也自然也、然豈苟且鹵莽而獲之者也哉、
 夫書家不得廢六書、詩人不可無格調、但好
 談書法、好講格調、論者以爲遠乎韻矣、今人
 不察、好談好講之言、徒以不談不講爲高者
 誤矣、學者必知格調之不可不拘、而後可知
 格調之不必拘矣、夫忘韻詩之適也、則又宜
 知忘格調詩之適也、庖人以五味爲勺藥、不
 患五味之難和、唯以不得人口之適爲患、欲
 五味相得而不相乖也、舍五味而別有味哉、
 聲律者詩之五味也。

海屋生質名苞識

對人問詩律

或問曰、律詩胎於陳梁、而成於沈宋、所謂調

にして之を獲る者ならんや。

夫れ書家は六書を廢するを得ず、詩人は格調なかる可か
 らず、但、好んで書法を談じ、好んで格調を講ず、は、
 者以爲へらく韻に遠しと、今人、好談好講の言を察せず、
 徒らに談せず、講せざるを以て高しと爲すは、誤れり、學者
 必ず格調の拘はらざる可からざるを知り、而る後に格調
 の必らずしも拘はらざるを知る可し、夫れ韻を忘るゝは
 詩の適なり、則ち又た宜しく格調を忘るゝは詩の適なる
 を知るべし、庖人は五味を以て勺藥と爲し、五味の和し
 難きを患へず、唯だ人口に之れ適するを得ざるを以て
 患と爲す、五味相ひ得て相ひ乖かざらんとを欲するな
 り、五味を捨てゝ別に味あらんや、聲律は詩の五味なり。

海屋生質名苞識す

人の詩律を問ふに對ふ

或ひと問ふて曰く、律詩は陳梁に胎し、而して沈宋に成

音律、駁對偶、蓋以宜唱歌也。爾後詩餘歌曲、盛行於世、無復唱歌律詩者、則律詩廢而可也。然唐宋以來、至於今世、詩人遵守沈宋之體、奉如律令、其故以何也、對曰、詩餘歌曲行而律詩可廢、異乎余所聞也。夫律詩與詩餘歌曲、同祖而異宗者也、所謂竝行而不相悖者也。律詩徒詩之近體也、詩餘歌曲近體之樂府也。若溯其源、則樂府亦徒詩耳。詩之外、豈別有樂府、書曰、詩言志、歌永言、聲依永、律和聲、則有詩而後有樂也、非唯詩有樂也、此所謂同祖者也。故詩皆可唱歌也、不可唱歌者、非詩也、獨有被之管絃而可者、有不可者、可者爲樂府、不可者爲徒詩、此徒詩樂府之所以分也、所謂異宗者也、以三百篇言之、風

る、謂はゆる音律を調し、對偶を嚴にす、蓋以て唱歌に宜しくするなり、爾後、詩餘歌曲、盛んに世に行はれ、復た律詩を唱歌する者無し、則ち律詩廢して、可なり、然れども唐宋以來より今世に至るまで、詩人は沈宋の體を遵守し、奉すること律令の如し、其の故は何を以てぞやと、對へて曰く、詩餘歌曲行はれて律詩廢すべしとは、余の聞く所に異なれり、夫れ律詩は詩餘歌曲と、祖を同じくして宗を異にする者なり、謂はゆる竝び行はれて相ひ悖らざる者なり、律詩は、徒詩の近體なり、詩餘歌曲は近體の樂府なり、若し其の源に溯れば、則ち樂府も亦徒詩のみ、詩の外に豈に別に樂府あらんや、書に曰く、詩は志を言ひ、歌は言を永くし、聲は永きに依り、律は聲を和すと、則ち詩ありて而して後に樂あるなり、詩を離れて樂あるに非るなり、此謂はゆる祖を同うする者なり、故に詩は皆な唱歌すべきなり、唱歌す可からざる者は詩に非ざるなり、獨り之を管絃に被らして可なる者あり、可ならざる者あり、可なる者は樂府と爲り、可ならざる者は徒詩と爲る、此れ徒詩と樂府との分るゝ所以なり、謂はゆる宗を異にする者なり、三百篇を以て、之を言はんに、風雅の正なる者は、皆之を管絃に被らす可し、而して其の變す

雅之正者、皆可被之管絃、而其變者皆徒詩也、但雖其被於管絃者、亦可以徒唱歌、此所謂竝行而不相悖者也、至於漢、則詩皆徒詩、而樂府則特製焉、其別判然不待明辨、其後二者遞世變遷、詩爲律、樂府爲詩餘、爲歌曲、律詩之盛行、猶詩餘歌曲之盛行、不足怪也、雖然徒詩之變也、其變有漸、次第可考、樂府則散亡殊甚、詩餘之作、自李白始其體者、與樂府不相關、而其字數句調、可與律之絕句相通者、亦偶有之、若清平調之類是也、此猶古詩之被於管絃者、亦可以徒唱歌也、所謂竝行而不相悖者也、吾子所謂詩餘歌曲、行而律詩可廢者、以詩餘爲律詩之變也、未考源流之別也、明徐師曾曰、歌行有聲有詞

此友詩律論

る者は皆な徒詩なり、但、其の管絃に被らす者と雖も、亦た以て徒に唱歌すべし、此れ謂はゆる竝び行はれて相ひ悖らざる者なり、漢に至りては、則ち詩は皆な徒詩にして、樂府は則ち特に製す、其の別は判然として明辨を待たず、其の後に二者は世を遞して變遷し、詩は律と爲り、樂府は詩餘と爲り、歌曲と爲る、律詩の盛んに行はるゝは、猶ほ詩餘歌曲の盛んに行はるゝがごとし、怪むに足らざるなり、然りと雖も徒詩の變なり、其の變漸ありて次第考ふ可し、樂府は則ち散亡殊に甚だし、詩餘の作は李白より始り、其の體は樂府と相ひ關せざるが若し、而して其字數句調は、律の絶句と相ひ通ず可き者は、亦た偶之れあり、清平調の類の若きは是なり、此れ猶ほ古詩の管絃に被らす者、亦た以て徒に唱歌すべきがごときなり、謂はゆる竝び行はれて相ひ悖らざる者なり、吾子の謂はゆる詩餘歌曲行はれて律詩廢す可しとは、詩餘を以て律詩の變と爲すなり、未だ源流の別を考へざるなり、明の徐師曾曰く、歌行に聲有り詞有る者あり、樂府、是れなり、詞有りて聲無き者は、後人の作る所の諸歌、是れなり、謂はゆる聲ある者は之を管絃に被らす可しと、此に由りて之を視れば、獨り律詩の徒詩たるのみならず、歌行と

者、樂府是也、有詞無聲者、後人所作諸歌是也、所謂有聲者、可被之管絃也、由此視之、不獨律詩爲徒詩、雖歌行亦有不可被於管絃、此古今之變也、故律詩謂之詩、詩餘歌曲、概謂之詞、所謂同祖而異宗、竝行而不相悖者、不其然乎、然則律詩爲何而作也、曰調音律、嚴對偶以宜唱歌、而吾子所謂是也、非爲被之管絃而然也、故賦亦至唐變爲律賦、律賦豈爲被於管絃而作也、若夫近世律詩之盛、詞曲不能與之頡頏者、其由有二、曰雅俗也、難易也、詩餘固非不雅、流而爲歌曲也、鄙俚輕佻、猶我邦俗間箏三絃諸曲、律詩則猶定家以後和歌、其雅俗何如也、陸游云、詩至晚唐五季、氣格卑陋、而長短句、獨精巧高麗、後

雖も亦た管絃に被らず可からざるあり、此れ古今の變なり、故に律詩は之を詩と謂ひ、詩餘歌曲は概ね之を詞と謂ふ、謂はゆる同祖にして異宗、竝び行はれて相悖らざる者とは、其れ然らずや、然らば則ち律詩は何の爲めにして作るや、曰く、音律を調し、對偶を嚴にし、以て唱歌に宜しくす、而して吾子の謂ふ所是なり、之を管絃に被らずが爲めにして然るに非ざるなり、故に賦も亦た唐に至り、變じて律賦と爲る、律賦は豈に管絃に被らしむるが爲にして作らんや、若し夫れ近世律詩の盛なる、詞曲は之と頡頏する能はざる者は、其の由一あり、曰く雅俗なり、難易なり、詩餘は固より雅ならざるに非ず、流れて歌曲と爲るや、鄙俚輕佻なること、猶ほ我が邦の俗間の箏三絃の諸曲のごとし、律詩は則ち猶ほ定家以後の和歌のごとし、其の雅俗何如んぞや、陸游云、詩は晚唐五季に至りて、氣格卑陋、而して長短句は獨り精巧高麗にして、後世及ぶ莫しと、此れ事の曉る可からざる者にして、蓋雅衰へて俗盛んなるを傷むなり、故に宋以後の儒家は詞曲鮮し、律詩の句は、五七言の限あり、其の聲調は謂はゆる二四不同二六對、兒童と雖ども得て讀す可し、詞曲は即ち長短錯雜にして、四聲嚴密なり、謂はゆる詞に定

世莫及此事之不可曉者、蓋傷雅衰而俗盛也、故宋後儒家詞曲鮮矣、律詩句有五言之限、其聲調所謂二四不同二六對、雖兒童可得而誥矣、詞曲則長短錯雜、四聲殿密、所謂調有定格、字有定數、韻有定聲、非婉約流麗則失其本色、其難易何如也哉、大家諸集或附以詞曲、而小家則僅僅可數矣、故謂詞曲盛而律詩可廢者、由不辨徒詩樂府也、怪詞曲少而律詩多者、由不辨雅俗難易也。

浪華後弼承弼撰

格あり、字に定數あり、韻に定聲あり、婉約流麗に非ずんば、則ち其の本色を失ふ、其の難易は何如んぞや、大家の諸集に、或は附するに詞曲を以てす、而して小家は則ち僅々數ふべし、故に詞曲盛んにして律詩廢す可しと謂ふ者は、徒詩と樂府とを辨せざるに由るなり、詞曲少くして、律詩の多きを怪む者は、雅俗難易を辨せざるに由るなり。

浪華後弼承弼撰す。

社友詩律論 畢

日本詩話叢書

○按、
下二間字
字疑當之

僕得明問、已竭盡其愚、而恐有罅漏、又周諫、兩都諸友、獲此數篇、皆係稿本、塗抹狼藉、故淨錄爲一冊、併往、參而觀之、足以相發也、如其例、徒詩樂府爲二、與愚見微異、如家父作誦、吉甫作誦、是主誦不主歌、僕所謂專、叙述者、似可謂之徒詩矣、然左氏、衛侯、使師曹爲孫蒯歌、巧言之卒章、遂誦之、則詩可誦可歌、不必區別也、漢鏡歌鼓吹、似取民間詩之者、非別製之、故其中多與十九首相出入者、魏人歌行、亦與他離別應酬之作、體裁不異、唐製五七言律、新翻度曲、皆取於此、既而截律之半、以便歌唱、如涼州、伊州、陽關、柳枝、皆是、於是專以短律爲樂章、如王昌齡、李益、每作一詩、伶工爭購、一樹春風、萬萬絲、爲樂天遺

社友詩律論

僕、明問を得て、已に其の愚を竭盡す、而して罅漏あらんことを恐れ、又周く兩都の諸友に諫ふて、此の數篇を獲たり、皆稿本に係る、塗抹狼藉たり、故に淨録して一冊と爲し併せて往かしむ、參して之れを觀ば、以て相發するに足らん、其の徒詩樂府を判して二と爲すが如きは、愚見と微しく異なり、家父誦を作り、吉甫誦を作るが如き、是れ誦を主として歌を主とせず、僕の謂はゆる叙述を專にする者、之れを徒詩と謂ふべきに似たり、然れども、左氏に、衛侯が師曹をして、孫蒯の爲に、巧言の卒章を歌はしめ、遂に之れを誦す、則ち詩は誦すべきと歌ふべきと、必ずしも區別せず、漢の鏡歌鼓吹は、民間の詩を取る、別に之れを製するに非ざるに似たり、故に其中、十九首と相出入する者多し、魏人の歌行も、亦他の離別應酬の作と、體裁異ならず、唐、五七言律を製して、新に度曲を翻す、皆此に取る、既にして、律の半を截して以て歌唱に便す、涼州、伊州、陽關、柳枝の如き、皆是れなり、是に於て、專ら短律を以て樂章と爲す、王昌齡、李益の如き、一詩を作る毎に、伶工争ひて購ふ、一樹の春風、萬々絲は、樂天が妾を遣る時に口占する所たり、而して樂工之れを天子の前に奏す、此近體の徒詩なり、特に其篇章婉約、音

452

妾時所口占、而樂工奏之天子前、此近體徒詩也、特以其篇章婉約、音節清脆、故被之絃歌、非別有一種樂府也、至如李杜歌行長篇、學魏武、薤露蒿里之意、因古名而出、新裁、盤硬排冢、肆己所欲言、非上之絲竹者、徐師曾蓋視此等、以爲有詞無聲之歌、不知作者始無意於聲也、至李之短律、無不可歌者、不獨清平調、而後人詩餘、取此入譜焉耳、及宋後長短句盛行、雖絕句亦不復唱歌矣、故樂府律詩詩餘、皆一物之盛衰變化者、不可歧爲兩派也、至於今日、一齊皆爲可誦不可歌者矣、要之詩本永言、押韻協聲、婉言而不直叙、故誦而不歌、亦可以陶寫性情、自娛娛人、歌行近體、無施不可、而近體竟是詩本色、就近

節清脆なるを以て、故に之れを絃歌に被らず、別に一種の樂府有るに非ざるなり、李杜の歌行長篇の如きに至りては、魏武の薤露蒿里の意を學ぶ、古名に因りて新裁を出だす、盤硬排冢、己の言はんと欲する所を肆にす、之を絲竹に上す者に非ず、徐師曾蓋此れ等を視て、以て詩有りて聲無きの歌と爲す、作者始めより聲に意無きを知らざるなり、李の短律に至りては、歌ふべからざる者無し、獨り清平調のみならず、而して後人の詩餘に、此れを取りて譜に入るのみ、宋の後、長短句盛に行はるゝに及び、絶句と雖も、復た唱歌せず、故に樂府律詩詩餘は、皆一物の盛衰變化せる者にして、岐して兩派と爲すべからざるなり、今日に至りては、一齊に皆誦すべくして歌ふべからざる者と爲れり、之れを要するに、詩は、本と實を永くす、韻を押し聲を協へ、婉言して直叙せず、故に誦して歌はず、亦以て性情を陶寫して、自ら娛み、人を娛ましむべし、歌行近體、施して不可なる無し、而して近體は、竟に是れ詩の本色、近體中に就きて、七言斷句、又其の節奏大に定り、長短度に合ふ者なり、王漁洋、五七言截句を以て唐の樂府と爲す、僕を以て之れを觀るに、七言多きに居るに似たり、今人、情を寫し長を叙するに、亦廿八字

體中七言斷句、又其節奏大定、長短合度者、王漁洋以五七言截句爲唐樂府、以僕觀之、似七言居多、今人寫情叙景、亦用廿八字而有餘、不必抽黃對白、拈斷髭鬚、然後謂之詩也、至於填詞、雖華人苦其拘、不作可也。

音節諧否、不待華音者、本書已言之矣、更有一證、試取明清人評古詩者覽之、曰某篇有調者、我亦覺其有調、曰某字不響者、我亦覺其不響、如袁倉山論群山萬壑赴荆門、不可改群爲千、誦而味之、信然、非意有異同、所爭音節而已、是故詩之驚心動魄、總在唸誦之際、不必待細釋其義、而涕已墜之、是知聲音之道、和漢無大異也、假令浮切不差、如譯家所言、而歌以華音、聞以邦耳、是亦爰居鐘鼓

を用ひて餘り有り、必ずしも黃を抽き白に對し、髭鬚を拈斷し、然る後に之れを詩と謂はざるなり、填詞に至りては、華人と雖も、其の拘に苦む、作らずして可なり。

音節の諧否、華音を待たざる者は、本書已に之れを言へり、更に一證あり、試に明清人の古詩を評する者を取りて之れを覽るに、某篇調有りと曰ふ者は、我れも亦た其の調有るを覺ゆ、其字響せずと曰ふ者は、我れも亦た其の響せざるを覺ゆ、袁倉山が群山萬壑荆門に赴くを、群を改めて千と爲すべからずと論するが如き、誦して之れを味ふに、信に然り、意に異同あるに非ず、争ふ所は、音節のみ、是の故に、詩の心を驚し魄を動かすは、總べて唸誦の際に在り、必ずしも、其の義を細釋するを待たずして、涕已に之れに墜つ、是れ知る、聲音の道は、和漢大異無きを、假ひ浮切差はず、譯家の言ふ所の如くならしむるも、而も歌ふに華音を以てし、聞くに邦耳を以てす、是れ亦た爰居鐘鼓、何ぞ情に感ずることか之れ有らん、或ひと

何感情之有、或者射的之喻、似未察于此者、況唐宋短箋、歷歷可按、我之詩學、未至茫昧如此乎。

賴襄識

泉藏老兄采覽

海屋一對、最後成、僕已整頓此卷、後乃獲此、於是更命淨錄、追增、故字多謬誤、足下以意推之、可也、且其所論、往往與僕符合、渠非勦說、僕非雷同、故贊此數字、使勿尤焉。

襄又識

詩之於聲律、不可不嚴也、不嚴則非律也、而有恆變之別、如恆調、須固守常法、至變調、則縱橫交錯、絕無定則、然此似易而甚難、不可喜作也、我東方詩人、或但知有二四不同二

の射的の喻、未だ此れを察せざと者に似たり、況んや唐宋の短箋、歴々按ずべく、我の詩學、未だ茫昧此くの如きに至らざるをや。

賴襄識るす

泉藏老兄采覽

海屋の一對、最後に成る、僕已に此卷を整頓し、後に乃ち此を獲たり、是に於て命じて淨錄せしめて追増す、故に字に謬誤多し、足下意を以て之を推して可なり、且つ其の論する所は、往々僕と符合す、渠は勦說するに非ず、僕は雷同するに非らず、故に此の數字を贊し、尤むること勿らしむ。

襄又た識るす。

詩の聲律に於ける、嚴ならざるべからず、嚴ならずんば則ち律に非ざるなり、而して恆變の別あり、恆調の如きは、須らく常法を固守すべし、變調に至りては、則ち縱橫交錯、絶えて定則なし、然れども是れは易きに似て甚だ難し、喜んで作る可からざるなり、我が東方の詩人、或は

六對之法、而不知其間有許多聲病、故其所作之詩、紀律乖、其於變調、亦僅有下三連之類、而不知其有大變拗格也、吾友備中小野達泉藏、醉後吐句、豪宕有韻、初以爲詩句好、則不拘聲律、已而自識、凡其作恆調者、不可不固守常法、聞著聲詩論一篇、將以行于世、余亦有意久矣、因喜而題其卷尾云、

東飽 賴惟柔識

明治癸未初春 斐洲加島信成敬書

但二四不同、二六對の法あるを知り、而して其の間に許多の聲病あるを知らず、故に其の作る所の詩は、紀律乖けり、其變調に於ても亦た僅かに下三連の類あり、而して其の大變拗格あるを知らざるなり、吾友備中の小野達泉藏、醉後句を吐き、豪宕韻あり、初め以て詩句好ければ、則ち聲律に拘らずと爲せり、已にして自から、凡そ其恆調を作る者は、常法を固守せざる可からざるを論れり、聞る聲詩論一篇を著はし、將に以て世に行はんとす、余も亦た意ある久し、因て喜んで其の卷尾に題すと云ふ、

東飽 賴惟柔識す